給食施設等使用貸借契約書

和歌山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和 年 月日締結した業務委託契約に基づき、次のとおり使用貸借契約を締結する。

(使用貸借物件)

- 第1条 甲は、次に掲げる施設等を乙に無償で使用させるものとする。
 - (1)和歌山市立学校給食第一共同調理場
 - ア 給食施設
 - イ 給食設備
 - ウ 給食機器
 - 工 什器
 - オ 電力、ガス及び上水道
 - カ 食材
- 2 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとする。
- 3 乙は、故意又は過失により甲の物をき損し、又は滅失したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、甲の物に修理の必要があると認めたときは、甲に対し、その旨の報告を行うものとする。この場合において、その修理の原因が乙の故意又は過失によるものであるときは、甲の書面による承諾を得て、乙が自費で修理を行わなければならない。

(使用目的)

第2条 乙は、学校給食の調理業務、食器洗浄業務及び配送業務を行うことを目的としてのみ 使用するものとし、それ以外の用途に使用してはならないものとする。

(期間)

- 第3条 使用貸借の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。 (譲渡及び転貸の禁止)
- 第4条 乙は、貸借物件を第三者に使用させ、又はこの契約に基づく借主としての権利を第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

- 第5条 甲は、次の各号いずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
- (1) 令和 年 月 日締結した業務委託契約を契約解除したとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人

にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的 不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく は運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りな がら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の 賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、そ の責めを負わないものとする

(談合等不正行為に係る甲の解除)

- 第7条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
 - (1)公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命 令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (3)公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、 賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額 を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した 場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議 して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地 和 歌 山 市 和歌山市長 尾 花 正 啓